

藤沢記者クラブ各位

新型コロナウイルス感染症の影響への対応

令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第9号)を専決処分しました

神奈川県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)」の対象となる市内の中小企業者に対し、県の協力金が交付されるまでのつなぎ融資を実施するため、一般会計補正予算(第9号)を専決処分しました。

1 一般会計補正予算額

8,000万円(補正後の予算額2,006億5,077万9千円)

2 補正事業

(1) 事業名

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金つなぎ資金貸付金

(2) 予算額

8,000万円

(3) 事業内容

藤沢商工会議所及び藤沢市から総額1億円の融資資金をかながわ信用金庫へ預託し、県の協力金の交付対象となる市内の中小企業者に対して、県の協力金交付までの間、最長3か月間、最大100万円のつなぎ融資を実施する。

※つなぎ融資の詳細は、裏面を参照。

*専決処分に関する問い合わせ先

藤沢市役所 財務部 財政課

担当：大塚・野田 内線：2303

直通：0466(50)3503

*つなぎ融資の詳細に関する問い合わせ先

藤沢市役所 経済部 産業労働課

担当：高橋・佐藤 内線：3411

直通：0466(50)3530

藤沢商工会議所×かながわ信用金庫×藤沢市 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）つなぎ資金」

今般の緊急事態宣言の発出に伴い、営業時間の短縮要請に応じた事業者に対しては、神奈川県から「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」が交付されます。

県の協力金が交付されるまでに時間を要すると想定されることから、同協力金交付対象者に対して、3者が連携し、同協力金が交付されるまでのつなぎ融資を実施するものです。

○資金概要

- 貸付限度額：100万円
- 貸付期間：3か月以内
- 貸付利率：0.95%（固定）
- 資金用途：県の協力金交付までの経営の安定に必要な運転資金
- 返済方法：県の協力金交付後に一括返済
- 融資対象者：「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」の交付対象者かつ藤沢市に事業所を有する中小企業者（法人・個人）かつ県の協力金の入金先をかながわ信用金庫の口座とするもの
- 担保及び保証人：不要
 - ※法人の場合は代表者が連帯保証人となる
 - ※県の協力金の交付決定後に交付決定通知を申込先に提出する
- 取扱金融機関：藤沢市内のかながわ信用金庫の各店舗

○取扱概要

- 取扱期間：1月15日（金）から2月26日（金）まで
- 取扱件数：100件（予定）
- 貸付総額：1億円（予定）
- 申込みから貸付実行まで1週間以内を予定

○申込方法

1. 藤沢商工会議所へあっせん申し込み（TELにて要事前相談）
（藤沢市藤沢607番地の1、☎0466-27-8888、平日8時30分から17時まで）
2. 藤沢市内のかながわ信用金庫で融資申し込みほか手続き
3. 貸付が実行され、県の協力金が入金された後、一括返済

○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）とは

神奈川県が実施する事業。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県の実施要請に応じて、夜間営業時間の短縮に協力した飲食店等に対し、協力金を交付するもの。